○中部地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
弥富市三好五丁目五番一から同市富島二丁目三〇番一まで	前	二二・四四～二三・二七メートル	〇・一〇四キロメートル	
	後	二二・五六～七二・三六メートル	〇・一〇四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
加古川市野口町坂元北五丁目六番から同市加古川町美乃利字石ケ坪三二七番一まで	前	四七・〇〇～六四・〇〇メートル	〇・四二三キロメートル	
	後	四七・〇〇～五五・〇〇メートル	〇・四二三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町三隅七三番一から同市三隅町三隅八〇番一まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月三十一日

○中国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀先字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前 A	九・五〇～七二・五〇メートル	一九・九四四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二〇・〇〇～一二六・五〇メートル	七・二五〇キロメートル	
	前 C	二〇・〇〇～一一三・〇〇メートル	五・二九九キロメートル	
	後 A	九・五〇～七二・五〇メートル	一九・九四四キロメートル	
	後 B	二〇・〇〇～一二六・五〇メートル	七・二五〇キロメートル	
	後 C	二〇・〇〇～一一三・〇〇メートル	五・二九九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区野殿西町一三五番六から同市北区野殿西町一一一番三まで	前	二九・〇〇～五〇・〇〇メートル	〇・〇三一キロメートル	
	後	三六・〇〇～五〇・〇〇メートル	〇・〇三一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区野殿西町一四八番五から同市北区野殿西町八一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月三十一日

○中国地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　津山広域都市計画道路事業三・四・津九林田小原線

三　事業施行期間　自平成二十五年五月三十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岡山県津山市大字林田地内

使用の部分　なし